

# 往療状況確認表

【健保連作成】

月分 施術者氏名

受療者氏名：

往療先住所：

※施設へ入所の場合は施設の住所

※施設への入所の場合：施設名称（

）施設種別（

）

| 日 | 同一日・<br>同一建物<br>記入欄 | 往療の起点<br>(出発点または先順位住所) | 施術開始時間 | 起点からの直線距離<br>(地図上の直線距離) |
|---|---------------------|------------------------|--------|-------------------------|
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |
| 日 |                     |                        |        |                         |

<往療を必要とする理由>

1. 独歩による公共交通機関等を使つての外出が困難
2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
3. その他（ ）

<介護保険の要介護度> （ 1 . 2 . 3 . 4 . 5 ） 分かれば記載下さい

<医療機関等への受診方法についてお知らせください>

- 1.独歩 2.往診 3.車椅子等（ ）
- 付き添い（ ア. 有り イ. 無し）

- 注 ・ 施設種別とは特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・グループホーム・ショートステイなど
- ・ 同上の場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。
  - ・ 同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であつて、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
  - ・ 往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
  - ・ 個人情報の取り扱いには、十分注意すること。